

Q2-1 合弁契約書内に記入する項目について教えてください。

合弁契約書は、投資者の間で合弁会社の将来の管理・経営および投資者の撤退の仕組みについて作成された協議であり、「投資契約」または「株主協議書」と称されることもあります。合弁契約書は台湾の会社法に規定された必要書類ではありませんが、投資者は合弁協議書の協議を通じて、お互いの権利・義務関係を明確化するとともに、会社法に違反しない限りにおいて合弁契約書の記載事項に準拠して定款を制定することができます。

新しい合弁会社の設立の場合、合弁契約書には合弁会社の種類、名称、主要営業項目、資本金、出資金払い込みのスケジュール等を明確に記載すべきです。また、投資者が会社の株主からの発行済株式の買い取り、または会社の現金増資にを引き受けることで合弁に参画する場合、投資者は会社の株主と株式売買契約を締結する、または会社と株式引受契約を締結すると同時に、会社の他の株主との合弁契約書を締結するのが望ましいと言えます。

合弁契約書に含める内容例

1. 組織の種類(株式会社、有限会社など)、名称、所在地、額面金額あるいは無額面、株式種類(普通株または種類株)
2. 主な営業項目または機能(目的は持株、製造、貿易または研究開発など)
3. 出資構成:法人または個人名義での出資(外資である場合は、関連管轄官庁の許可を取得することを前提条件とする)、出資方法(現金出資、または資産・技術の現物出資)
4. 資本金の総額:登録および払込資本金、各株主の持株比率、従業員への新株予約権証書または種類株を発行するかどうか
5. 出資:株主の払込スケジュール、払い込まれない金額に対する対処の方法もしくは罰則の有無、株主の後続の出資義務の有無、または増資時引受け義務の有無
6. 役員および経理人
 - (1) 取締役および監査役の員数、席の分配、任期、代表取締役候補者の指名権
 - (2) 総経理(およびその他重要な職位、例えば、最高財務責任者)の候補者指名権および職務権限の内容
 - (3) 取締役会の開催時期、招集方法、決議、定足数、表決数
7. 株主総会の特別権限および特定事項の表決数:会社法または定款に規定された株主総会で決議すべき事項を除き、会社の業務の執行は取締役会で決議されます。少数株主は、会社法において取締役会決議事項とされているものを除き、特定の重要事項を定款上、株主総会の決議事項にすることは可能です。また、会社法上許容されている項目については、決議に必要な表決数をその表決数を引き上げ、定款に入れることにより、「少数株主の否決権」を強化することが可能です。
8. 株式の売却および譲渡の制限:閉鎖性株式会社の場合、定款で株式の譲渡を禁止または制限をすることはできますが、普通の株式会社の場合は法律上、定款で制限できません。よって、合弁契約書において、他の株主の優先購入権の有無、どのように執行するか、譲渡株主が株式譲受人に既存の合弁契約を承認するよう要求すべきことなどを約定できます。
9. 配当時期や配当性向
10. 競業禁止:合弁契約の期間中および終了後の一定期間の競業禁止義務の有無、当該義務を課す場合の内容
11. 各投資者のその出資分以外の義務:例えば、合弁会社の設立の担当、従業員の採用または訓練、機械設備の仕入、合弁会社と締結すべき特定の契約等(例えば、授權契約、

技術移転契約または取次販売契約)

12. 合併契約書の解消: 一般的に上場または店頭公開、出資者による重大な違約、合併会社の一定期間または一定金額に達する連続赤字などが終了事由とされ、合併会社の解散などの処理方法も定めておきます。
13. 違約事由および対処方法: 違約者は賠償責任を負うべき以外に、強制的にその持株を売却する義務を負うか否か、そして売却義務を負う場合、その価額はどのように計算するか。
14. 準拠言語: 合併契約書は多言語で締結することができます。台湾では、中国語はもちろん、日系企業の場合、日本語や英語で締結されている契約書も珍しくはなく、全て有効です。ただし、複数言語で作成する場合は、それらの間に齟齬がある場合にはどの言語が優先するか記載するのが一般的です。
15. 準拠法: 当事者が同意した場合、日本法でも台湾法でも問題ありません。準拠法を相手国法とすることに双方とも同意できない場合、妥協案として第三国の法律を準拠法とすることもよく見られます。
16. 紛争の解決方法: 将来、当事者間で紛争が起きてしまったときのために、紛争解決手段を定めておきます。原則として当事者の自由ではありますが、予め定められた裁判所における訴訟、予め定められた特定の仲裁期間における仲裁、あるいは被告側の所在地での裁判もしくは仲裁などが多くみられます。